

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償
請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成21年8月12日棄却・不受理・確定

(第一審・山口地方裁判所周南支部 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年10月1日判決、本
資料258号-186・順号11044)

(控訴審・広島高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年3月11日判決、本資料25
9号-42・順号11155)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる
法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成21年8月12日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 金築 誠志

当事者目録

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上告人兼申立人	丁
上告人兼申立人	戊
上告人兼申立人	A
上告人兼申立人	B
上告人兼申立人	C
上告人兼申立人	D
上告人兼申立人	E
上告人兼申立人	F
上告人兼申立人	G
上告人兼申立人	H
上告人兼申立人	I
上記14名訴訟代理人弁護士	杉岡 茂 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	宗野 有美子